○農林水産省告示第千三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山形県西村山郡河北町大字岩木字中平一五〇三の一、一五〇四の一、一五九四、一五九五、一六〇二の一、一六〇四、一六〇七、一六〇八の一、一六〇九の一、一六〇九の二、一六一四から一六一七まで、一六二一、字小倉沢一五八三の一、一五八三の二、一五八三の四、一五八四、一五八五、一五八六の一、一五八七の一から一五八七の四まで、一五八八の一、一五八八の五、一五八九の一、一五八九の二、一五九〇の一、一五九一の二、一五九一の四、一五九二、一五九三、字菅谷一五〇九の一、一五〇九の四、一五一二、字坪毛森一五五二の一、一五五二の三、一五五二の四、一五五三の一、一五五三の二、一五五四、一五五六、一五五七、一五五七の一、一五五八の一から一五五八の四まで、一五五八の六、一五六一の二、一五六二の二、一五六三、一五六四の一、一五六四の二、一五六四の三、一五六四の四、一五六八、一五六八の一、一五六九から一五七一まで、一五七三から一五七五まで、一五七六の四、一五七八の一、一五七八の二、一五七九の五、一五八〇の一から一五八〇の三まで、一五八一の一、一五八一の三、朝日町大字太郎字石田渕二三八八、字芦沢一六一の六八、一四六四の一、一四六五、一四六六、一九六六、二三七七、二三七九、字風切一六一の一（次の図に示す部分に限る。）、一六一の二七、一六一の三二から一六一の三五まで、一六一の四四、一六一の六五から一六一の六七まで、一六一の一〇八、大字大沼字戸平次山五五一の一、六九一の一、字円頂山六九六の一、六九六の二、字ヤテロ七〇〇の二、七〇〇の五（次の図に示す部分に限る。）、七〇〇の一四、七〇〇の一五、大字送橋字前山一〇九二の一、一〇九二の二、一〇九二の一二、字堰脇四八九（次の図に示す部分に限る。）、四九〇、七八二の一、七八三、七八六、七八九（次の図に示す部分に限る。）、字十本木四七九の一、四八六から四八八まで、四八八の一、四九三、四九四、五〇三、五〇八の一、七七八、七八〇、七八一の六、七八一の一二、八三九、八三九の一、大字杉山字能中沢八七九の二、一二五二、字南畑一四三九の二、大字大谷字高野九八四・一〇二五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九八四の五、九八四の六、字玄場一七九三の二（次の図に示す部分に限る。）、尾花沢市大字細野字赤沢一八七九、一八八二、大字上野畑字松ヶ沢二三一の二、字上野畑二二二、大字牛房野字高野二二一一、字コヒ沢二二二一から二二二四まで、二二二五の一、二二二六から二二三〇まで、二二三三、二二三四、二二三六から二二四一まで、二一四三から二一四六まで、二一四八、二二五〇、二一九八、二二一九九、二二〇三の一から二二〇三の三まで、二二二〇の一、二二二〇の二、二二二一から二二二四まで、二二二五の一、二二二五の二、字国助神社二二〇三の五、二二〇三の八、二二〇三の一三、字寺山二二〇三の一六、二二〇三の一七、大字高橋字湯ノ沢九七八の一、九七八の二、大字寺内字才勝二六七六の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高野九八四・九八四の五・九八四の六・一〇二五・字玄場一七九三の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字才勝二六七六の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに尾花沢市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県郡上市明宝寒水字倉洞三八二の一、三八三、三八八の一、三八八の三、三八九、三九〇、三九一の一、三九二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町春日川合字尾又西平三八四〇の一、三八四〇の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市久々野町有道字カナギケ洞六四の一、六六の一、六六の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県高山市久々野町小坊字桧ケ尾七三八の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）